

12～2月の出店者を募集中

# あなたの商品の魅力を発信しませんか！

## ～ イオンモール高の原で展示販売会を開催 ～

奈良県とイオンは協力して、販路拡大を目指す事業者を応援します。  
展示販売会では、「ファン」の獲得を目指し、商品及びブランドの  
知名度向上を図り、消費者の声を直接、聴きましょう！

### ◆開催概要◆

■名称：奈良いろどりマルシェ

■開催日時：令和3年12月：12月10日（金曜日）～12日（日曜日）の3日間  
令和4年1月：1月21日（金曜日）～23日（日曜日）の3日間  
令和4年2月：2月18日（金曜日）～20日（日曜日）の3日間

開催時間：午前10時～午後6時

■場所：イオンモール高の原 平城コート

■参加費：無料（売上げ歩率もありません）

■商品テーマ：12月～2月：奈良から届ける楽しい冬

■応募方法：「出店申込書」及び商品写真をエクセルで事務局まで送付して下さい。  
応募様式は、当センターHPに掲載しています。  
<URL> <http://www.pref.nara.jp/1751.htm>

■応募〆切：令和3年10月11日（月曜日）17時まで<必着>

#### ※1. 食品を展示販売される場合の注意事項

- ・保健所で必要な手続きを行っていない場合、出店できません。
- ・催事場所での生もの(さしみ、生肉、生卵)の提供、また生クリーム の提供は原則禁止です。
- ・催事場所 で食品原材料の細切等の仕込みや調理はできません。
- ・酒類販売の場合、税務署への届け出が必要です。

※2. 医薬品医療機器等法に抵触する疑い(効能・効果等)のある商品は保健所の確認が必要となります。

#### ※新型コロナウイルス感染防止のための注意事項

- ・試飲、試食はできません。梱包された商品のみ出品可能です。取り分けする商品は出品できません。
- ・マスクの着用、手洗い・手指消毒に取り組んでいただくほか、接触・飛沫感染防止のため商品・陳列の工夫やレジ前での透明間仕切りやキャッシュレス決済の促進（現金支払いの場合はコイントレーでの受け渡しを励行）にご協力をお願いします。
- ・今後の感染状況によりましては販売会中止、時間短縮等の可能性がありますので、ご了承願います。

## 出店メリットは！

○自社商品の認知度の向上

⇒ **イオンモールの来場者にPR！**

○HP以外での情報発信

⇒ **県の広報、イオンモール高の原のSNS、  
店舗内掲示板での掲示を実施！**



<昨年度展示販売会の会場写真>

# 「販売会」の応募について

販売会に参加を希望される方は、「お問い合わせフォーム」により、出店希望の仮申込をお願いします。

※「お問い合わせフォーム」にお名前（企業名）、連絡先（メールアドレス）等、必要事項及び「お問合せ等の内容」欄に「奈良いろいろマルシェ参加希望」と入力いただき、送信願います。出店希望の仮申込となる「お問い合わせフォーム」が届きましたら、奈良県産業振興総合センターより「出店申込書」等をメールにてお届けします。

【お問い合わせフォームのURL】 <https://www.secure.pref.nara.jp/1513.html>

下記注意事項を確認し、「出店申込書」に必要事項を記載し、令和3年10月11日までに事務局へメールで参加申込を送付してください。

※「出店申込書」の提出をもって、参加申請の受付となりますのでご注意ください。

なお、出店スペースで展示販売いただける事業者は、申請書を適正に提出し、審査会で選定された参加事業者及び商品が原則です。選定の経過等に関する問い合わせには応じないものとします。販売会の風景等を奈良県ホームページその他広報媒体に活用させていただきますので、その旨ご了承ください。販売会終了後、出店者アンケート及び実績報告、情報提供等を行いますので、ご協力をお願いいたします。

## 【応募資格】

- ・奈良県内に主たる事業所（本社又は営業所）を置く事業者であるもの。

## 【応募条件】

- ・販売したい商品が、応募資格を満たす者が自社で企画・生産（自社で企画を行っていれば、他社に生産委託しているものでも可）を行ったものであること。

## 【注意事項】

- ・出店者は、販売開催期間中は必ず販売員を配置すること。もし、予定していた販売員が急きよ販売会に来られなくなった場合でも、出店者が販売員を手配し、対応すること。
- ・特許権・実用新案権・意匠権・商標権などの知的財産権に関する責任、品質や安全性など製造・販売に関する責任は、応募者（出店者）が負うことに了承できること。
- ・什器（会議机及び透明仕切り）は事務局で用意します。会議机の1事業者分は幅180cm、奥行き90cm程度です。会場等の都合上、什器の大きさを変更する場合がありますので、その旨をご了承ください。なお、什器の装飾等は出店者が準備することとします。
- ・販売員、商品、おつり、領収証などは出店者が準備及び管理すること。
- ・電源（コンセント）は各出店者に1口ずつ用意するものとし、それ以外の電源は利用できないことを了承できること。
- ・出店会場では熱源を使用した調理、煙の発生する調理はできない旨を了承できること。
- ・奈良県税の滞納のないこと。
- ・販売した商品等につき、クレームの申出があった場合は速やかにイオン及び事務局に報告するとともに、当該出店者の責任において問題を処理すること。
- ・その他、イオン及び事務局からの指示等に対応すること。
- ・参加希望者が次のいずれかに該当する事由があると認められるときは、選定対象から除外するとともに展示販売会を開催途中の場合には出店を中止します。

- ① 参加申込者の役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含みます。）、支配人及び支店又は営業所（常時契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ）の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）であるとき。
- ② 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- ③ 参加申込者の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- ④ 参加申込者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
- ⑤ ③及び④に掲げる場合のほか、参加申込者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

## 【出店費用】

- ・無料（売上げ歩率もありません）です。ただし、次の費用は出店者負担です。  
商品の運搬や搬入・搬出費等、出店に係る人件費、交通費、その他個別発生経費等